

【機密性 2】

神労発総 0514 第 3 号
令和 7 年 5 月 15 日

一般社団法人神奈川県経営者協会 殿

神奈川労働局長



労働保険手続等に係る電子申請及び口座振替制度の利用促進について（依頼）

平素から労働行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、「規制改革実施計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、年間オンライン利用率を大胆に引き上げる目標を設定した取組を行うこととされ、労働保険制度の適用徴収業務に関しても電子申請の普及が急務とされているところです。

労働保険手続の一部について、電子証明書を添付せず申請が可能であること、現時点では取得に係る費用も無料で、有効期限が定められていないことから、利便性につながるため利用促進を図っているところであります。

つきましては、電子申請及び口座振替制度の利用促進に関する貴会の御理解、御協力を賜りたくお願い申し上げます。併せて、電子申請に係るリーフレットをお送りさせていただきますので、広報棚への配架等による会員の皆様方への周知につきましても、特段の御配慮を賜りたく、重ねてお願い申し上げます。

- ※ 電子政府の総合窓口（e-gov） <https://www.e-gov.go.jp/>
- ※ 厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/>